

令和6年7月19日

保護者様

赤穂市立塩屋小学校  
校長 山本 亮

## 熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校の学校教育にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記について、令和6年4月から改正気候変動適応法が全面施行されたことを受け、暑さによる重大な健康被害が発生するおそれがある場合には「熱中症特別警戒アラート」が発表されることとなりました。

つきましては、兵庫県下に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、子ども達の安心と安全を第一に考え、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をよろしく願います。

### 記

#### 1 「熱中症特別警戒アラート」について

- (1) 発表基準 特定の日における暑さ指数（WBGT）の最高値が兵庫県内全ての情報提供地点（19箇所）において35以上と予測される場合。
- (2) 発表時間 前日の14:00頃 に発表

#### 2 発表時の対応

発表された時点で、翌日は「臨時休業日」といたします。

#### 3 注意事項

- (1) 臨時休校となる場合は「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合に限りです。警戒レベルが一段階低い「熱中症警戒アラート」と混同しないよう、十分な確認をお願いします。
- (2) 「熱中症特別警戒アラート」発表時は、過去に例のない危険な暑さであり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。子ども達はもちろん、家族全員の命を守る行動を行ってください。
- (3) 熱中症予防情報については、環境省ホームページに詳細が公表されます。下記のアドレスまたは右のQRコードから該当ページを参照してください。

(参考URL : <https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>)

